

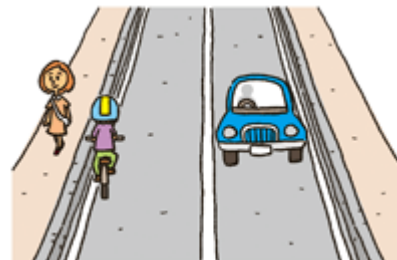
自転車はルールを守って安全に利用しましょう。

1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

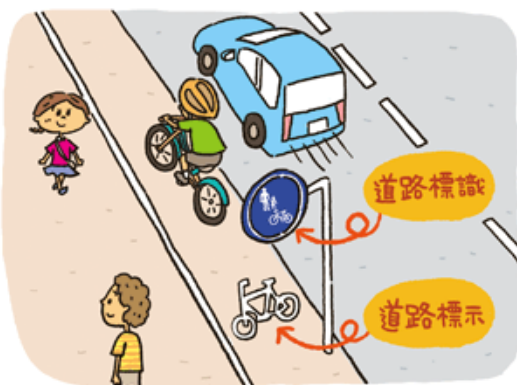
➡ 自転車は車道が原則

私たちの周りでは、車道を走っている自転車もあれば、歩道を走っている自転車もあります。どちらが正しいのでしょうか。実は、道路交通法上、自転車は「車両」と位置づけられていますので、歩道と車道の区別があるところでは車道を通行するのが原則です。

- 【罰則】3 か月以下の懲役または 5 万円以下の罰金



➡ 自転車が歩道を通行できるのは？



ただし、例外として、次のような場合は、自転車が歩道を通行できることになっています。

- (1) 道路標識や道路標示で指定された場合
- (2) 運転者が 13 歳未満の子ども、70 歳以上の高齢者、身体の不自由な方の場合
- (3) 車道や交通の状況からみてもやむを得ない場合

➡ 自転車道があるときは

自転車道が設けられている道路では、やむを得ない場合を除き、自転車道を通行しなければなりません。

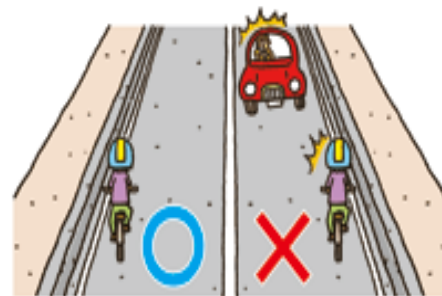
2 車道は左側を通行

➡ 自転車の右側通行は禁止されています

自転車は、車道の左側に寄って通行しなければなりません。右側通行は禁止されています。また、自転車が通行することができる路側帯は道路の左側部分に設けられたものに限られます。右側通行は、左側通行をしている他の自転車やバイクなどと衝突したり、すれ違うときに車道中央に飛び出して自動車とぶつかったりする危険もありますので、絶対にやめてください。

道路を安全に通行するために、左側通行を守りましょう。

- 【罰則】3 か月以下の懲役または 5 万円以下の罰金



3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

➡ 歩行者に配慮したやさしい運転を

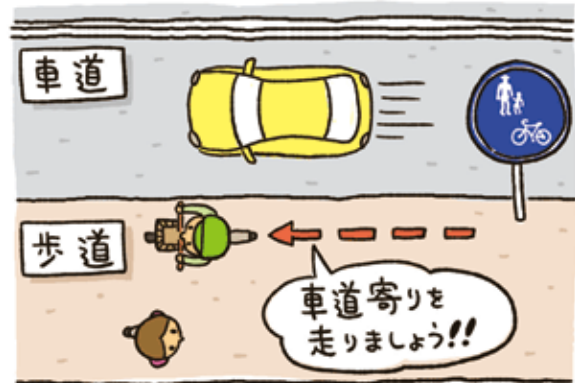
歩道は歩行者優先です。自転車が歩道を通行するときは、車道寄りの部分を徐行(すぐに止まれる速度で通行すること)しなければなりません。

また、歩行者の通行を妨げるような場合は、一時停止しなければなりません。

自転車のベルを鳴らして歩行者に道を空けさせたり、スピードを落とさずに歩行者を追い越したりするのはルール違反です。自転車側が、歩行者にけがをさせてしまう危険もあります。

歩行者に配慮したやさしい運転を心がけましょう。

- 【罰則】2万円以下の罰金又は料



4 安全ルールを守る

➡ 夜間はライトを点灯



夜間、自転車で道路を走るときは、前照灯及び尾灯(または反射器材)をつけなければなりません。

ライトをつけるのは、自分が進む道を照らして見やすくするためだけでなく、前方や後方から来るほかの自動車やバイクなどに自分の存在を目立たせるためです。ライトをつけていない自転車は、相手側から発見されにくく危険ですので、ライトを点灯させましょう。

- 【罰則】5万円以下の罰金

➡ 飲酒運転は禁止

自転車も飲酒運転は禁止されています。酒気を帯びて自転車を運転してはなりません。

- 【罰則】5年以下の懲役または100万円以下の罰金(酒酔い運転を行った場合)等



➡ 二人乗りは禁止

自転車は基本的に一人用の乗り物です。自転車の二人乗りは、6歳未満の子どもを幼児用座席に乗せるなどの場合を除いて、原則として禁止されています。

- 【罰則】5万円以下の罰金等



➡ 並進は禁止



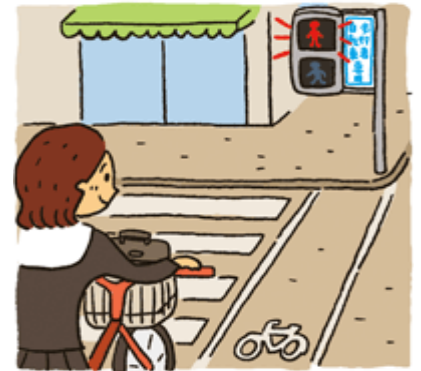
「並進可」の標識があるところ以外では、並んで走ってはなりません。道路を自転車が並んで走ると、どちらかの自転車が車道の中央寄りを走ることになり、危険です。また、道路に広がるため、他の通行の妨げにもなります。

- 【罰則】2万円以下の罰金または料

➡ 信号を守る

信号は必ず守りましょう。「歩行者・自転車専用」信号機がある場合は、その信号に従いましょう。

- 【罰則】3か月以下の懲役または5万円以下の罰金等



➡ 交差点での一時停止と安全確認



「止まれ」の標識がある場所では、必ず一時停止しましょう。「止まれ」の標識がなくても、見通しの悪い交差点では、必ず徐行し、左右をよく見て、安全に通行しましょう。また、見通しのよい交差点でも、安全のため速度を落としましょう。

- 【罰則】3か月以下の懲役または5万円以下の罰金等

➡ 運転中の携帯電話・ヘッドホン使用、傘さし運転の禁止

傘をさし、携帯電話で通話又は操作をし、物を持ち又はハンドルに掛けるなど、視野を妨げ、又は安定を失うおそれのある方法で自転車を運転してはなりません。

また、ヘッドホン又はイヤホンを使用して音楽を聞くなど、安全な運転に必要な交通に関する音又は声を聞くことができないような状態で運転することも禁止されています。

- 【罰則】5万円以下の罰金



5 被害軽減のためヘルメット着用を努める

➡ 自転車に乗車するときはヘルメットを着用しましょう



自転車乗車中の死亡事故のうち、ヘルメットを着用していれば助かったと考えられる事例があります。

ヘルメットは、事故にあったときの被害軽減効果が高く、致命的なけがや後遺症の軽減が期待できます。

また、他の車両から視認されやすくなり、特に、夜間、夜光反射材付きのヘルメットを着用すると、運転者に存在感を大きくアピールでき、事故の未然防止に役立ちます。

➡ ヘルメットは正しく着用を

ヘルメットを選ぶ際は、実際にかぶってみて、頭のサイズに合ったものを選んでください。

頭部を守るためには、ヘルメットを正しく着用することが重要です。眉毛のすぐ上まで深くかぶり、あごひもをしっかり締めましょう。

★ 交通事故により生じた損害を賠償するための保険等に加入しましょう。

自転車による交通事故でも、自転車運転者に多額の損害賠償責任が生じるおそれがありますので、生じた損害を賠償するための保険等に加入しましょう。

●高額賠償判決の例

男子小学生（11歳）が夜間、自転車で帰宅途中に、歩行中の女性（62歳）と正面衝突。女性は頭の骨を折り意識の戻らない状態となった。裁判所は、男児の母親へ約9,500万円の賠償を命じた。（神戸地裁 平成25年7月4日判決）



相馬警察署・相馬市・相馬市交通対策協議会

